

第1回 徳島県医療審議会 医療対策部会（H24.11.16）における主な修正箇所について

1. 医療対策部会における主な意見とその対応

意見の概要	修正頁	修正内容
「園域ごとの取組み」における「認知症疾患医療センター」の設置に関する記述の中で、認知症患者について「問題行動」との表現は、世話を「B.P.S.D（認知症の行動・心理症状）」とすべき。	P 46	<ul style="list-style-type: none"> （南部圏域）、（西部圏域）とともに、下記のとおり修正。 ・認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談受付等を行う「認知症疾患医療センター」の設置 ・認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、B.P.S.D（認知症疾患セシナー）の設置
「訪問看護ステーション」と「訪問看護事業所」という言葉が混在しているが、整理すべきではないか。	P 68 他	<p>「訪問看護事業所」とは、「訪問看護ステーション」のほか、訪問看護を提供する病院、診療所を含むもの。</p> <p>限定的に「訪問看護ステーション」を指す標記を除き、「訪問看護事業所」を追加。</p>
「がん」、「脳卒中」等の医療体制図における「在宅療養支援事業所」を担当すべき医療機関に「訪問看護事業所」を加えるべきではないか。	P 57 P 60 P 69	<p>「がん」の「在宅療養支援機能【療養支援】」及び「急性心筋梗塞」の「再発予防機能【再発予防】」に対応する医療機関等、並びに「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」に係る医療体制図の「在宅療養支援」等の枠内に、対応する医療機関として、「訪問看護事業所」を追加。</p>
「がん」における「周術期」の対応など、歯科医療が担うものとしては「口腔ケア」よりも「口腔管理」との表現が相応しい。	P 60 他	歯科医療が担うものについては、「口腔管理」を追加。
歯周病予防による早産の予防効果が認められている。このような考え方を周産期医療に位置付けるべきでないか。	P 122	<p>「3 今後の取組み」における「(3) 医療・保健・福祉の連携」の③について、下記のとおり記載。</p> <p>③妊娠婦や育児中の親が、喫煙・飲酒が子どもに及ぼす影響並びに、妊娠期からの歯科疾患予防の重要性を正しく認識するこ^ととが重要であることから、妊娠・出生届出時の面接や妊娠婦・こ^んにちは赤ちゃん事業等乳幼児訪問、乳幼児健診検査において、市町村が妊娠婦等に適切な支援を行えるよう連携を行ります。</p>

意見の概要	修正頁	修正内容
災害医療においては、情報の収集・伝達が重要であり、この点を考えることが重要である。	P129	<p>「3 今後の取組み」における「(1)平常時からの体制づくり」の②について、下記のとおり修正。</p> <p>②災害発生時において、迅速かつ適確な対応ができるよう、県、市町村、災害拠点病院、災害医療支援病院、地域の中核病院、関係団体等の役割分担と連携についての医療救援活動マニュアルの整備・充実を行います。</p> <p>↓</p> <p>②災害発生時において、<u>迅速な情報の収集・伝達をはじめとする迅速かつ適確な対応ができるよう、県、市町村、災害拠点病院、災害医療支援病院、地域の中核病院、関係団体等の役割分担と連携についての医療救援活動マニュアルの整備・充実を行います。</u></p>
「保健医療従事者の養成・確保と資質の向上」における看護職員に関する「施策の方向」について、「職員の確保」といった明確な表現を検討してもらいたい。	P208	<p>「看護職員」に関する「施策の方向」の最上段に、次の文言を追加。</p> <p>【需要に応じた看護職の確保、資質の向上を図るために取り組みます】</p>
修正の理由	修正頁	修正内容
平成24年11月20日に開催された、徳島県小児医療（救急）関係者会議においては、「小児医療」と「小児医療体制図を整理～	P115 P116	次頁のとおり、小児医療においては、「小児医療」と「小児医療体制図を整理～

2. その他の中修正

